

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学招へい教員規程

令和3年11月26日
規程第 4 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）における教育研究活動を推進するため、当該活動に無報酬で従事する教員（以下「招へい教員」という。）に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「部局」とは、先端科学技術研究科、総合情報基盤センター、遺伝子教育研究センター、物質科学教育研究センター、データ駆動型サイエンス創造センター、デジタルグリーンイノベーションセンター、教育推進機構及び研究推進機構をいう。

(委嘱基準)

第3条 本学が招へい教員として委嘱することができる者は、研究機関等において教育研究活動を本務とする職に就いている者であって、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学特任教授、特任准教授等の選考等に関する規程（平成17年規程第2号）の規定の例により招へい教員として選考され、決定されたものとする。

(呼称)

第4条 本学は、招へい教員に対して、招へい教授、招へい准教授又は招へい助教を称せしめることができる。

(委嘱期間)

第5条 招へい教員の委嘱期間は、1年以内とする。ただし、委嘱した日の属する年度の3月31日を超えることはできない。

(通知)

第6条 本学は、招へい教員を委嘱することを決定した場合は、次に掲げる事項を記載した契約書その他の文書を当該招へい教員に交付する。

- (1) 報酬
- (2) 招へいする部局
- (3) 呼称
- (4) 招へい期間

(5) 第1号から前号までに掲げるもののほか、必要な事項

(守秘義務)

第7条 招へい教員は、教育研究上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。ただし、法令に基づく証人又は鑑定人等として、本学の許可を得て証言する場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、招へい教員の委嘱が終了した後も、これを適用する。

(ハラスメントの防止)

第8条 招へい教員は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学ハラスメント防止規程（平成16年規程第55号）の定めるところにより、ハラスメントの防止に努めなければならない。

(損害賠償)

第9条 本学は、招へい教員が故意又は過失により本学に損害を与えた場合は、その損害の全部又は一部について、当該招へい教員に賠償を求めることができる。

(安全及び衛生に関する措置)

第10条 招へい教員は、安全及び衛生に関し、本学の指示を守るとともに、本学が行う安全及び衛生に関する措置に協力しなければならない。

(活動の禁止)

第11条 本学は、招へい教員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その教育研究活動を禁止することがある。

(1) 本人、同居人又は近隣の者が感染症（結核を含む。）に罹患又はその疑いのあるとき。

(2) 教育研究活動を継続すれば、前号の感染症その他の疾患の病勢が悪化するおそれのあるとき。

(3) 前2号に準ずる事情があるとき。

2 前項第1号又は第2号に該当する場合は、直ちに招へいする部局の長に届け出て、その指示に従わなければならない。

3 前2項に規定するほか、教育研究活動の禁止に係る措置について必要な事項は、別に定める。

(出張)

第12条 本学は、教育研究上必要がある場合は、招へい教員に対して出張を依頼することがある。

2 本学は、前項の出張を依頼した場合は、招へい教員に対してその必要経費を支払うものとする。

(称号の授与)

第13条 本学は、招へい教員に対し、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学客員教授等選考規程（平成16年規程第51号）に基づき客員教授、客員准教授又は客員助教の称号を付与することができる。

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。